

ご利用者のみなさまへ

神奈川県民文化センター「かなっくホール」のご利用にあたって

神奈川県民文化センター「かなっくホール」は、文化活動の鑑賞・発表・練習・情報収集などに幅広くご利用いただける施設です。

●施設の概要

ホール（300席）

可動式プロセニアムや音響反射板、フルコンサートピアノを備え、様々な表情を作れるホールです。

音楽や演劇など、広いジャンルの演目の鑑賞、発表にご利用いただけます。

また、楽屋が3室ございます。（別料金にてご利用いただけます。）

ギャラリー

A（約136㎡ 展示面の長さ 約60.8m 天井高 約3.2m）

B（約98㎡ 展示面の長さ 約47.4m 天井高 約2.6m）

絵画、書道、写真、工芸などの美術品の展示、発表に適した空間です。可動展示壁により多様な壁面を構成できます。また、A・Bを同時にご利用いただけます。

音楽ルーム（約60席／約68㎡）

簡易な照明・音響設備・グランドピアノを備え、小規模な公演会・発表会・練習にお使いいただけます。また、壁面に鏡がありますので、ダンス・演劇などの練習にもご利用いただけます。

練習室（各8名／約21㎡）

練習室Aはアップライトピアノをご用意しています。室内楽やアコースティック楽器、声楽の練習にご利用いただけます。

練習室Bはドラムセット、ギターアンプ、ベースアンプをご用意しています。ロック、ジャズなどの練習にご利用ください。

*各諸室の付帯設備（ピアノ、マイクなど）を利用される場合は別途料金がかかります。

*各諸室間での付帯設備の移動は禁止しております。

*当館の構造上、和太鼓等大音量の楽器の使用を制限させていただく場合があります。

●開館時間

午前9時から午後10時まで

*利用料のお支払い、公演チケットの販売（午前10時から）は午後9時00分までとなります。

●休館日

毎月第3月曜日（月曜日が祝日の場合、翌日の火曜日）
年末年始（12月29日～1月3日）

●ご利用のお申込方法

ご予約にあたっては、横浜市市民利用施設予約システム（以下、予約システム）をご利用ください。予約システムをご利用になるには利用者登録が必要です。予約システムについての詳細は“横浜市市民利用施設予約システムガイドブック 文化施設編”をご覧ください。

●利用料金のお支払い

1. 施設利用料

利用申請手続きの際に、全額を現金にてお支払いいただきます。

2. 附帯設備利用料

附帯設備の利用料は、利用日当日に現金にてお支払いいただきます。またホール以外の施設の附帯設備料金については、利用開始前にお支払いいただきます。

附帯設備利用料（別紙参照）は、1日毎の金額です。ただし、午前、夜間など間を空けてご利用になる場合は、その都度お支払いいただきます。連続した日にちをご利用の場合は、最終日にお支払いをお願いいたします。

●ご利用の取り止め・申請内容の変更

利用を取り止める場合、または申請事項に変更がある場合は、お早目に当館までご連絡ください。ただし、利用日の変更、申請者の変更などは原則としてできません。

●利用料金の返還

原則として、すでにお支払いいただいた利用料はお返しできませんが、所定期間内に利用取り消しの手続きを完了した場合、半額を返還できることがあります。

所定期間：ホール・ギャラリー＝利用日の1ヶ月前（前月同日）まで *1

音楽ルーム・練習室＝利用日の1週間前（前週同曜日）まで

※音楽ルーム・練習室をホール・ギャラリーの併用として、抽選申込みが始まる前に優先的に申請した場合は*1と同様の取り扱いとなります。

※申請されたご利用を取り止める場合には、お手元の「利用許可書」ご返却ください。

●その他ご利用にあたってのお願い

- あらかじめ責任者と内容を決めてからお申込みください。また利用日当日は、開始から終了までお立会いただきますようお願いいたします。
- ホール・ギャラリーについては、ご利用にあたって事前に内容、進行などに関する打ち合わせをさせていただきます。日時については、約1ヶ月前に当館よりご連絡をさせていただき、調整を

させていただきます。

- 利用時間には、準備から片付けまでの時間を含みます。時間内にすべての作業が終了するよう、計画をお立てください。駐車時間もこれに準じます。
- 催し物の告知、宣伝にあたっては、主催者（利用許可を受けた方）を問合せ先とし、当館を連絡先および問合せ先とすることはご遠慮ください。内容に関してのお問合せなどがございましたもお答えできず、お客様にご迷惑となりますのでご注意ください。
- 施設内の壁や柱、扉、座席などにテープを貼ったり、釘などを打つことはできません。また、施設の外に看板などを設置することはできません。
- 所定の場所以外での飲食、および著しく悪臭を発する物の持ち込みはお断りいたします。許可を得ていない飲食の持ち込み等が原因で、施設の設備が汚れや破損に至った場合、修繕費を請求させていただく場合がございます。
- 館内および館周辺エリアは、横浜市条例により禁煙となっております。ご利用の方々にもご周知くださるようお願いいたします。
- 当館ご利用の方用の駐車場は、
 - ★ホール：最大計2台まで（ハイルフ車2、0mは1台、普通車1、55mは2台まで）
 - ★ギャラリー、音楽ルーム：各1台 ご用意がございます。（施設利用時間内のみ利用可能）
 - ★練習室ご利用の方の駐車場はございません。
- 館内での呼び出し、電話の取次ぎは原則としていたしておりません。
- 館内は安全確認のため、モニターを設置しております。予めご了承ください。
- 催し物に関する物品の販売や宣伝などを行う場合は、必ず事前に「物品販売許可申請書」をご提出ください。
- 発煙・発火装置は舞台演出上のものであっても原則として使用できません。

●ご利用のお断り、取り消し

1. 神奈川区民文化センター（以下「センター」という）及び附帯設備の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとします。
 - （1）センターにおける秩序を乱し、または公益を害するおそれがあるとき
 - （2）センターの設置の目的に反するとき
 - （3）センターの管理上支障があるとき
 - （4）危険物を使用する催し物で、災害発生のおそれがあるとき
 - （5）善良な風俗を乱すおそれがあるとき

- (6) 施設や附帯設備などを損傷、滅失するおそれがあるとき
- (7) 集团的、常習的に暴力不法行為を行うおそれがあるとき
- (8) 物品の販売、宣伝などを主目的に利用するとき
- (9) 葬儀、告別式、その他これに類することを目的として利用するとき
- (10) インターネット・電話等での申請内容、利用予定書等の記載に虚偽があったとき
- (11) 暴力団その他これに準ずる者等、反社会的勢力の利益になると認められるとき
- (12) その他、前各号のほか、指定管理者が必要と認めるとき

2. 次のいずれかに該当する場合は、センター及び附帯設備の利用の許可を取り消し、または施設の利用を制限し、もしくは停止させることができるものとします。

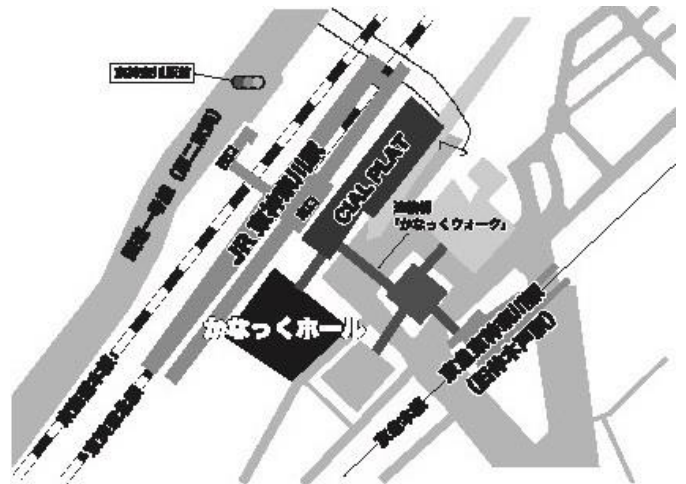
- (1) 上記1. の(1)ないし(7)、(9)ないし(12)に該当するとき
- (2) 事前の許可なく、物品の販売その他これに類する行為を行うおそれがあるとき
- (3) 広告物の掲示及び配布その他宣伝などを主目的に利用するおそれがあるとき
- (4) 利用申請の目的以外のことにセンターを利用するとき、および利用する権利を第三者に譲渡または転貸したとき
- (5) 横浜市区民文化センター条例もしくはこの条例に基づく規則の規定、またはこれらに基づく指定管理者の処分に違反したとき
- (6) 横浜市区民文化センター条例に基づく許可の条例に違反したとき

以上

<交通のご案内>

電車：JR線「東神奈川駅」または
 京浜急行線「京急東神奈川」駅より徒歩1分
 東急東横線「東白楽」駅より徒歩10分
 お車：首都高速横羽線「東神奈川ランプ」すぐ、
 または国道1号・15号線から東神奈川
 駅方向へ

*一般の方のための駐車場・駐輪場はございません。公共の交通機関をご利用ください。



かなっくホール（横浜市神奈川区民文化センター）

〒221-0044 横浜市神奈川区東神奈川1-10-1

Tel:045-440-1211 Fax:045-440-1139

URL <http://kanack-hall.info> Email info@kanack-hall.info

受付時間/9:00~22:00 (利用料のお支払い・チケット販売は21:00まで)

休館日: 毎月第3月曜日(祝日の場合は翌火曜日)